

委員会提出議案第 8 号

保育園の給食費無償化に向けた補助を求める意見書

地方自治法第 109 条第 6 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 30 日

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水 野 忠 三

保育園の給食費無償化に向けた補助を求める意見書

近年、我が国では物価の上昇が続いており、食品価格も例外ではなく高騰している。子育て世帯にとっても日常的に必要な食費の負担は増大しており、保育施設で提供される給食費も家庭にとって大きな経済的負担の一因となっている。

本市をはじめ、多くの自治体では所得の低い世帯や多子世帯に対し、給食費の無償化や減免措置が講じられている。しかしながら、自治体の財源のみに依拠する場合、対象となる世帯は限定され、すべての子育て世帯に十分な支援が行き届かないのが実情である。

一部自治体では、給食費を完全に無償化する取り組みも始まりつつあるが、その実施は自治体の財政状況に左右され、地域間格差を拡大させているのが現状である。子どもの健やかな成長を支える食の保障は居住地によって差があってはならず、国の責任において全国一律に実現されるべきものである。

保育における給食とは、単なる食事の提供にとどまらず、子どもの健康維持、食育の推進、保護者の負担軽減といった多面的な意義を持つ重要な施策である。これを安定的に保障することは、子どもの成長と健全な社会の発展のために欠かすことができない。

よって、岩倉市議会は、子育て世帯の給食費にかかる経済的負担を減らし、安心して子育てができるよう、国において、市町村が実施する給食費に関する経済負担低減策への補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官